

利用料金施設の料金の範囲の見直し（案）

施設の名称	大分県リバーパーク犬飼
-------	-------------

・利用料金制を採用する施設は、条例に定める料金の範囲内で、指定管理者が県と協議の上、実際の利用料金を設定します。
 今回の見直しでは指定管理者が物価高騰を踏まえた料金改定を行えるよう、利用料金範囲の上限を改定します。
 ※以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

※条例別表の備考欄の改正はありません。
 （単位：円）

区分			条例上の料金						
			改定前		改定後（案）		改定見込額		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
多目的グラウンド	グラウンド	面/時間	1,000	4,000	1,000	<u>4,300</u>	0	300	
	照明設備	全部点灯	時間	4,000	6,000	4,000	<u>6,450</u>	0	450
		1/2点灯	時間	3,200	5,200	3,200	<u>5,550</u>	0	350
艇庫		艇/月	500	1,500	500	<u>1,650</u>	0	150	
シャワー室		回	50	150	50	<u>160</u>	0	10	